

2020年12月15日

愛媛県知事 中村時広 様

伊方原発をとめる会  
事務局長 須藤昭男

## 審査不備の検証と乾式貯蔵施設の建設中止を求める申入書

愛媛県伊方原発環境安全管理委員会原子力安全専門部会は、11月25日、伊方原発敷地内に使用済み核燃料の乾式貯蔵施設を新設することについて、国の原子力規制委員会の審査結果を「妥当」などとする「報告書」を決定しました。

しかし、使用済み核燃料の処理・処分の見通しはたっており、私たちは乾式貯蔵施設に使用済み核燃料が長く留め置かれる危険性を強く危惧しています。建設をとめ、使用済み核燃料を増やさないことこそ重要だと考えます。

今年3月に愛媛新聞が公表した県民世論調査では、原発の安全性に「やや不安」、「不安」を持つ人が合わせて89.1%を占めています。また、乾式貯蔵施設の設置に否定的な意見が57.7%、南予では62.5%に上っています。「永久」保管化に対する不安の表れですが、国や四国電力が十分な説明責任を果たしているとは思えません。

さらに「報告書」は、キャスクから放射性物質が漏れた際の対策を示していません。そもそも、原子力規制委員会がこの問題を避けています。6月24日の審査で更田委員長は、蓋の負圧が維持できなくなったキャスクを3号機の使用済み燃料プールに運ぶ「手段」を問いました。ところが「事例が今までにないだけに、なんとも言えない」と、自ら議論を避けてしまいました。地域に放射性物質が拡散する危険性が放置されています。

12月4日の大阪地裁判決は、基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイドが定める「経験式が有するばらつきの考慮」がなされていないとして、大飯3・4号機の設置変更許可を取り消しました。伊方3号機についても同じ問題があります。そのうえ伊方では、審査ガイドが求める「震源がきわめて近い場合の地震動評価」も行われていません。

伊方乾式貯蔵施設について原子力規制委員会が9月16日にとりまとめた「審査書」も、基準地震動の検討を3号機の審査で済ませた扱いとなっており、大阪地裁判決の指摘する看過しがたい過誤・欠陥があることとなります。

伊方3号機の使用済み燃料プールには、100年単位でプール冷却が必要な使用済みMOX燃料もあります。巨大地震や航空機衝突に備えるためには、使用済み燃料プールの冷却設備多重化や壁面、天井などの耐震安全性強化こそ急がれます。

再生可能エネルギーを活かす蓄電技術は実用化され、コストも原発より遙かに優位となっています。危険な原発とその長期運転のための乾式貯蔵施設にこだわる必要はないはずです。

知事におかれては、これらの事実を十分に認識され、下記対応を取られるよう申し入れます。

### 記

- (1) 乾式貯蔵のキャスクから放射性物質が漏れた場合の対策がない「報告書」を了承しないこと。
- (2) 大阪地裁が判決した原子力規制委員会の審査不備を「原子力安全専門部会」に検証させること。
- (3) 伊方の乾式貯蔵施設建設を中止させ、使用済み核燃料の搬出時期と搬出先を明確にすること。